

区分	介護職員 処遇改善加算	加算額	改定後 基準額(円)	(参考)改定前 基準額(円)
訪問入浴 全身浴	無し	0	13,720	13,650
	I	795	14,510	14,440
	II	576	14,290	14,220
	III	315	14,030	13,960
	特定 I	288	14,010	
	特定 II	205	13,920	
	ベースアップ	150	13,870	
清しき又は部分浴	無し		12,340	
	I		13,050	
	II		12,860	
	III		12,620	
	特定 I		12,600	
	特定 II		12,520	
	ベースアップ		12,480	

(※)複数の介護職員処遇改善加算を算定する場合、以下の加算早見表を参照してください。

【加算早見表】

たとえば、加算 I とベースアップ加算を算定する場合は、「I」列の「ベースアップ」行の金額(14,660円)を使用してください。

全身浴	I	II	III
なし	14,510	14,290	14,030
特 I	14,800	14,580	14,320
特 II	14,720	14,500	14,240
ベースアップ	14,660	14,450	14,180
特 I + ベースアップ	14,950	14,730	14,470
特 II + ベースアップ	14,870	14,650	14,390

清しき又は部分浴	I	II	III
なし	13,050	12,860	12,620
特 I	13,320	13,120	12,880
特 II	13,240	13,050	12,810
ベースアップ	13,190	13,000	12,760
特 I + ベースアップ	13,450	13,250	13,020
特 II + ベースアップ	13,380	13,180	12,950